

平成28年1月14日

答申第655号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、「① 未収受信料債権のうち簿外管理対象債権から除外する基準、② 最直近時、簿外管理対象債権から除外するとして報告・決裁を受けた金額、件数」について開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書が存在しないため開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書は存在せず開示することができない。

なお、受信料の債権管理は、その未収期間の長短にかかわらず、日々、債権額の変動（受信料の払込や世帯消滅による解約等）が発生するため、その実情に応じて日常業務で処理をしている。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書は存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いが妥当である。

4 審議の経過

平成28年1月14日（第231回審議委員会）

第676号諮問、審議、答申